平成２２年（フ）第６５６号
神戸市中央区熊内町４丁目10番６―604号、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町口里514番地の３　Mプラザ加古川弐番館1111号
債務者　太蔵屋こと　山下　辰也
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３９号
兵庫県高砂市高砂町木曽町３番10―２号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町備後８番地の２
債務者　青手木伸也
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　二郎
4　破産債権の届出期間　平成22年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月16日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１６７号
神戸市西区北別府３丁目６番地の11　タウンハウス北別府10Ｂ―２号
債務者　今村　順一
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６９４号
さいたま市桜区桜田１丁目21番３号
債務者　山内　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
埼玉県川口市大字安行領根岸856番地　セ・レーブル２―1107号室、旧住所埼玉県川口市大字芝4523番地の７
債務者　小川　佑吉
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０５号
埼玉県戸田市喜沢１丁目７番地の５　サンライズパレス202号室
債務者　足立　秀樹
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７０６号
埼玉県戸田市喜沢１丁目７番地の５　サンライズパレス202号室
債務者　足立由香里（旧姓丹羽）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
新潟県柏崎市橋場町19番３号
債務者　小玉　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
三重県伊勢市常磐町９番地２
債務者　布袋眞由美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
滋賀県長浜市三ツ矢元町15番12号　アプリティパレス２号室
債務者　山崎五十鈴
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
岡山県倉敷市東塚３丁目６番26号
債務者　野上実由喜（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
岡山県倉敷市南畝１丁目７番６号
債務者　美甘　裕之
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市徳芳984番地23
債務者　西谷清八郎
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
岡山県倉敷市徳芳984番地23
債務者　西谷　和英
1　決定年月日時　平成22年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
岡山県倉敷市宮前532番地２北宮前団地２号
債務者　髙森ヨリ子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係